

市民意見集計表

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目	ページ		
1	第1章 計画の基本的事項	1. 策定の趣旨	1	国土強靱化法の前文に示されている優先順位を定めて施策を実施することなどが、本計画（案）には全く記載されておらず、法の趣旨を理解していない。	施策を重点化・優先化することで、被害の規模を縮小できたり、施策（事業）のスムーズな進捗が図られると認識しています。しかし、本計画は、指針性を有するものであるため、具体的な取組みは個別計画のもと、着実に推進するものとしています。施策の重点化・優先順位についても、個別計画で適宜行うものと捉えています。
2	第1章 計画の基本的事項	2. 計画の位置づけ	2	「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」における計画の位置づけを踏まえると、本計画の位置づけは適当でない。 国土強靱化地域計画で実施した脆弱性評価に対する取組みが、地域防災計画の応急対策編に記載され、同様に被害事象の発生を予防するための取組みが、地域防災計画の予防編に記載されるべきである。しかし、本計画（案）では、それらの関係性が読み取れない。 これまでの地域防災計画で整理されていなかった、応急対策の事前の体制整備などについて、今後の地域防災計画で対応するのか、国土強靱化地域計画で反映するのかが課題である。	国土強靱化地域計画策定ガイドラインには、「地域計画の地方公共団体内における計画体系上の位置付けについては、地方公共団体により異なる。地域計画は、国土強靱化に係る指針性を有することに留意が必要。」と記載されています。他の計画と一体的に策定する場合もガイドラインに例示されていることから、指針性を有していれば、その位置付けは地方公共団体の判断に委ねられていると捉えています。 応急対策に関する事前の体制整備については、3ページの図のとおり、本計画と地域防災計画の両方に関係することと捉えています。
3	第1章 計画の基本的事項	2. 計画の位置づけ	2	本計画は、国や都の計画の下位に位置付けるものでなく、本市の事情を鑑み、必要に応じて国や都の計画を上回る内容とすべき。例えば、本市は地下水が豊富な地域という特性がある。最近の吉祥寺駅付近（東急百貨店裏側）の道路陥没事故も地下水の影響とする見解もある。こうした市特有の軟弱地盤が多い状況を踏まえた、計画にして欲しい。	ご意見を踏まえ、1ページの記載を「こうした認識のもと、本市の事情を鑑み、事前防災及び減災と～」と修正しました。 なお、本計画では、本市の実情に応じた計画とするため、市域の概況や過去の被害状況を踏まえたとりまとめを行っています。本市の地盤は、関東ローム層で覆われており、15ページに記載のとおり地震が起きても揺れが増幅しにくい地盤と捉えています。
4	第2章 強靱化の基本的な考え方	1. 対象とする災害	13	全国各地の甚大な被災状況を踏まえると、対象とする災害は、「本市における過去の災害被害」だけでは不十分。「本市のみならず全国各地の甚大被害災害の発生状況をも踏まえ…」といった表現に変更して欲しい。	対象とする自然災害について、7ページ以降に全国的な災害状況や本市の被害状況を記載し、それらを踏まえたものとしています。国土強靱化地域計画策定ガイドラインには、「その地域の特性に応じた自然災害を特定する方法が考えられる。地域の特性に応じて想定する場合は、過去の災害を参考検討する方法や、将来の発生予測を基に検討する方法が考えられる。」と記載されており、本市で起きた過去の災害を見ると、地震、風水害によるものが多いこと、また、富士山の噴火に起因する降灰等の想定が考えられることから、「地震、風水害、火山降灰」の3つの自然災害を対象としています。
5	第2章 強靱化の基本的な考え方	1. 対象とする災害	13	国土強靱化地域計画は、自然災害発生に伴い起こりえる具体的な被害事象に対して作成されるべきである。本計画（案）の対象とする災害は、地域防災計画の被害想定を列挙しただけであり、本来の国土強靱化地域計画の体をなしていない。	No. 4の回答をご参照ください。
6	第2章 強靱化の基本的な考え方	3. 事前に備えるべき目標	20	事前に備えるべき目標は、「国土の強靱性を確保するために備えるべき目標」であり、現状に脆弱性があるのか判断するための目標と考える。本計画（案）では、何のために設定される目標でどのような位置づけなのか記載がない。	災害は行政区分に関わりなく発生することから、国土強靱化基本法第14条では、「地域強靱化計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。このことを受けて、全国の地方自治体は、国の基本計画及び都道府県の地域計画を基に基本目標、事前に備えるべき目標等を作成しており、本市にあっては同様の考え方で策定しています。
7	第2章 強靱化の基本的な考え方	4. 計画の推進	20	本計画は、『個別計画のもと着実に…』と記載しているが、本計画が理念を示すものであるならば、個別計画の理念と分断がおきないようにすべき。	本計画は、2ページに記載のとおり、各分野別個別計画等と整合を図りながら策定していきます。今後、本市の関連計画を改定する際には、本計画と整合をとり、理念の分断が起こらないよう取り組んでいきます。

市民意見集計表

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目	ページ		
8	第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	2.リスクシナリオの設定	21	リスクシナリオは、どのような事象が積み重なって具体的な最悪の被害が発生するのか、想定されるシナリオを示すことが求められるはずだが記載されていない。	国土強靱化地域計画の策定を支援・促進する立場から、国が様々なリスクシナリオを用意しており、これらの資料も参考としながら作成しています。
9	第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	4.脆弱性評価結果	23	脆弱性評価は、起こってはいけない最悪の事態が発生する過程において、ポイントとなる事象を予防するもしくは発生後に応急対応するための準備が、現行の施策でどの程度達成されているのか検証し判断することである。地域防災計画の施策の切り張りを脆弱性評価とみなすことには無理があると考え。脆弱性評価は、国土強靱化基本法における強靱化の肝であるが、適切に実施されなかったと感じる。	国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、事前に備えるべき目標とリスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に設定したマトリクスを作成し、既に市が実施している施策や各分野の個別計画の記載等を踏まえ、脆弱性を評価しています。
10	第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	4.脆弱性評価結果	23	推進方針は、脆弱性評価の結果に基づき定められるべきである。本計画(案)の推進方針は、地域防災計画の切り張りであり、推進方針ありきで脆弱性評価の結果を作成したと思われる。	国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を実施し、現在本市が実施している施策や今後必要な取組みを整理したうえで、推進方針を作成しました。例えば、「避難所における感染症予防の推進」や「富士山等噴火による降灰対策の検討」など、地域防災計画等では示されていない方針も示しています。
11	第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	4.脆弱性評価結果	23	脆弱性評価は、目標に対する評価基準が設定され評価されるべきであるが、主観的な表現が多く客観的に評価されたといえる事項は皆無に近い。	No. 9の回答をご参照ください。
12	第4章 推進方針（取り組むべき事項）	1.人命の保護が最大限図られる	24	推進方針について、人命の保護の観点では、直接死を防ぐ観点と関連死を防ぐ観点で対策を分けて記載したほうが良い。	「1 人命の保護が最大限図られる」の推進方針は、主に直接死を防ぐ観点で記載しており、関連死対策は、主に「2 発生直後から救助、救急、医療活動が迅速に行われる」に記載しています。例えば、71ページの「災害関連死への対策」が挙げられます。
13	第4章 推進方針（取り組むべき事項）	1.人命の保護が最大限図られる	29	近隣に空き住宅と思われる家屋が2件あるが、防災上、景観上、防犯上の観点から行政としてどのように対処・対応しているのか。	空き住宅の適正管理について、29ページに「空き住宅等の予防・適正管理・利活用の促進」を記載しています。引き続き、防災・景観・防犯の観点から空き住宅に関する施策に取り組んでいきます。 なお、個別具体的な空き住宅に関する対策は、関係各課と連携し、通知による啓発などを行っています。
14	第4章 推進方針（取り組むべき事項）	1.人命の保護が最大限図られる	34	「第4章 推進方針 1 人命の保護が最大限図られる」について、(40)～(46)の施策が、なぜここに配置されているのか不明である。	34ページから記載している(40)、(42)～(46)の推進方針は、訓練や防災教育等によって建物の倒壊等による直接死を防ぐという観点で、リスクシナリオ1-1に記載しています。また、(41)の施策は、余震等が発生する被災建築物の倒壊による人命被害を防ぐという観点で記載しています。
15	第4章 推進方針（取り組むべき事項）	2.発生直後から救助、救急、医療活動が迅速に行われる	44	東京都全域が被災した際、本市が都営水道への一元化がなされていないことを理由に、不利益が生じないようにしてほしい。	上水道施設については、将来にわたり安全・安心な水道供給の持続性を高めるため、都営水道への一元化を目指すとともに、一元化までの間も、管路施設については、災害時にも安全で安定した給水の確保等ができるように、管路の新設や老朽管の更新などを行い、管路の耐震化を推進していきます。また、浄水場施設についても、災害時の配水停止を避けるため、経年劣化した設備の整備・更新を進めていきます。被災時の給水態勢については44ページに記載しています。
16	第4章 推進方針（取り組むべき事項）	2.発生直後から救助、救急、医療活動が迅速に行われる	61	医療救護所や医療関係機関、市役所や総合体育館などの災害拠点となる重要な施設は、エネルギー供給の多様化を図るため、自立分散型エネルギーの利用拡大に取り組むとともに、電源の自立化・多重化によるエネルギーの確保の対策を講じていく必要がある。横断的連携により推進する防災・減災対策は、フェーズフリー（平常時だけでなく非常時も活用できること）の考え方を含む多角的な視点から検討するなど、柔軟な考えを取り入れる必要がある。	災害拠点となる施設へのエネルギー供給について、61ページに「停電対策・エネルギー確保の多様化推進」を記載しています。引き続き、平常時だけでなく非常時にもエネルギー供給ができるような取組みを進めていきます。

市民意見集計表

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目	ページ		
17	第4章_推進方針 (取り組むべき事項)	2.発生直後から救助、救急、医療活動が迅速に行われる	64	住宅への自立発電機能付家庭用燃料電池や蓄電池等の導入を促進し、災害時も自宅で生活を継続できる環境を整えることで、在宅避難を推進できる。また、停電以外の被害がなかった地域において、在宅避難の選択を可能とすることは、自助、共助を促す取組みの推進にも繋がる。	住宅へのエネルギー供給について、61ページに「停電対策・エネルギー確保の多様化推進」を記載しています。引き続き、住宅への太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大や電気自動車等の購入・充電設備の設置について周知を図り、これらの自動車と家庭をつなぐV2H(ビークル・トゥ・ホーム)を推進する取組みを進めていきます。併せて、64ページに記載のとおり、非常時には在宅避難等を推進していきます。
18	第4章_推進方針 (取り組むべき事項)	2.発生直後から救助、救急、医療活動が迅速に行われる 3.発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	75,76	避難所となる重要な公共施設には、働く職員や避難した市民に、安全・安心かつ平常時と近い環境を提供することが重要。大規模停電発生時に備え、高効率なコージェネレーションシステムなどの自立分散型エネルギー等による電源の自立化・多重化の設備導入を検討し、エネルギーの確保を図ることが重要。	No. 16の回答をご参照ください。
19	第4章_推進方針 (取り組むべき事項)	5.計画の推進_発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	83	電源の多重化策として、太陽光発電や風力発電のような再生可能エネルギーだけでなく、気象条件等に左右されない家庭用燃料電池や蓄電池等を導入することも有効。	No. 17の回答をご参照ください。
20	第4章_推進方針 (取り組むべき事項)	6.発生後であっても、生活経済活動に必要最低限の電気、ガス、下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る	87	高効率なコージェネレーションシステムによる自立分散型エネルギーの利用拡大への取り組みとしては、安定したエネルギーの確保と地球温暖化対策の両立が重要。	自立・分散型エネルギーについて、61ページに「停電対策・エネルギー確保の多様化推進」を記載しています。引き続き、クリーンセンターによるごみ発電や太陽光発電、コージェネレーションシステム等のエネルギー確保の多様化を図っていきます。
21	第4章_推進方針 (取り組むべき事項)	6.発生後であっても、生活経済活動に必要最低限の電気、ガス、下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る	87	各住宅が太陽光・太陽熱の再生可能エネルギーを利用するとともに、気象等の条件に影響を受けにくい家庭用燃料電池や蓄電池等の設置を促進することで、在宅避難を推進することができる。また、太陽光発電、家庭用燃料電池、蓄電池にも活用できる電気自動車等の導入を促進や、エレベーターの運転等に必要な電源を確保した共同住宅の普及促進を推進方針に反映させることも重要。	No. 17の回答をご参照ください。
22	第4章_推進方針 (取り組むべき事項)	6.発生後であっても、生活経済活動に必要最低限の電気、ガス、下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る	88	リスクシナリオ6-4(2)の施策について、既存の計画で決まっているものであれば、脆弱性評価の結果を受けた取組事項ではないと思われる。	No. 10の回答をご参照ください。
23	第4章_推進方針 (取り組むべき事項)	8.発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する	95	地域防災計画でも記載されていた震災復興マニュアルの策定について、進捗はどうなっているのか。	令和4年2月に震災復興マニュアル(暫定版)を策定しました。現在、武蔵野市地域防災計画を修正中であることから、その修正事項を反映し、内容を確定していきます。
24	第4章_推進方針 (取り組むべき事項)	8.発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する	96	風評被害の防止とは、事実を隠蔽することではなく、その現状をいかに回復・解決するかのプログラムを発表することである。直接被害を受けた方に対する救済が重要であることを忘れないようお願いしたい。	風評被害対策について、96ページに「風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等」を記載しています。引き続き、発災後の誤った認識や風評による影響を避ける取組みを進めていきます。

市民意見集計表

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目	ページ		
25	第4章_推進方針 (取り組むべき事項)	—	—	震災直後は、被災者同士で助け合う雰囲気があるが、避難所生活が長くなると、ギスギスした雰囲気になることを過去の震災で経験した。特に、乳幼児の夜泣きやペット同伴の避難者に対する風当たりが強くなっていた。また、避難所間の情報共有不足により、物資や人手の過不足が生じており、市境をまたいだ他市ともなると更に情報が共有されていなかった。 以上の経験を踏まえ、ソフト面の施策として、以下三点が必要不可欠である。 ●避難所生活者に対するメンタルケア(主に災害発生後中期～長期以降) ●災害発生後の人的・物的救援を最大限有効活用するための情報網・ネットワーク構築(市内のみならず近隣市との連携を含めて) ●避難所生活が長期化した場合に、そこで暮らす市民の自治を促す方策(行政が施せることには限界があるので、避難所内での臨時的な自治機能を成立させる方策)	避難所生活者に対するメンタルケアについては、71ページに「こころのケアチームの体制検討」、災害発生後の人的・物的救援の有効活用については、43ページに「支援物資の物流態勢の構築・整備」、避難所生活が長期化した場合の市民自治については、66ページに「避難所運営組織の強化」、「避難所等の管理運営体制の整備」等を記載しています。引き続き、ソフト面も含めた取組みを進めていきます。
26	第4章_推進方針 (取り組むべき事項)	—	—	市民に対し、日常的に防災意識を啓発する以下のような活動を施策に盛り込むべき。 ●市内各消防分団による地域ごとの防災訓練(各地域4半期ごとくらい) ●防災関連グッズ(ヘルメット・防災頭巾・非常食用食糧・日用品など)を武蔵野市特注品としてパッケージ販売、市内各スーパーやドラッグストアに斡旋 ●防災関連の知恵を市報で紹介	防災意識の啓発について、35ページに「防災広報の充実」、「地域防災活動及び防災教育の充実」、36ページに「防災訓練の充実」、50ページに「市民の救出・救助活動能力の向上」等を記載しています。引き続き、武蔵野市民防災協会と連携して、市民への防災意識啓発に取り組んでいきます。
27	第4章_推進方針 (取り組むべき事項)	—	—	推進方針について、推進する取組みの体系的な整理が不十分である。各施策が、どの課題に対する施策なのか説明がなく、市民に公表する計画として非常にわかりづらい。	国の基本計画や都及び他自治体の地域計画も同様に、国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき作成し、推進方針を記載しています。また、推進方針は、複数のリスクシナリオに対応するものが多くあることから、重複するものは「再掲」として記載しています。
28	第4章_推進方針 (取り組むべき事項)	—	—	推進方針全般に自助・共助・公助の観点で、行政としての市の役割、市民や事業者の役割等の分担を明記すべき。	推進方針は、広範に及ぶため、市だけでなく市民や事業者が一体となって取り組むことが求められます。市が主体となって取り組むことを記載しつつ、「関連主体」を明記するなど市民や事業者が取り組むことについても記載しています。
29	別表1_脆弱性評価 結果	1_人命の保護が最大限図られる	99	別表1のリスクシナリオ1-1(10)について、なぜ「教育環境」という表現を使用しているのか。具体性に欠ける言葉を記載をすることで、かえって課題整理ができず施策が進捗しないことを危惧する。	ご意見を踏まえ、99ページ(10)の記載を「〇市の学校施設は、1960年代から1970年代にかけて竣工された建物が全体の7割に達し、令和2年度以降本格的な更新時期を迎える。更新時期が2020年代後半から2030年代前半に集中するため、計画的な更新と、更新までの適切な維持管理を行う必要がある。〇老朽化対策以外にも、自然災害リスク等の外的要因にも適切に対応し、良好な施設環境を確保する必要がある。」と修正しました。
30	別表1_脆弱性評価 結果	8_発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する	150	別表1のリスクシナリオ8-4、8-6の一部について、脆弱性評価が推進方針の焼き増しのような記載となっており、推進方針ありきで脆弱性評価を行ったのではと勘繰りたくなる。	No. 10の回答をご参照ください。
31	別表1_脆弱性評価 結果	—	—	脆弱性評価は、何がリスクなのか、どれだけのリスクの影響があるのか、どれだけリスク対応が進んでいないのか等の評価を記載するべきであり、記載が不適切である。	No. 9の回答をご参照ください。
32	全般	—	—	本計画(案)は、防災・保安・環境面など多方面にわたり、網羅的かつ精緻に課題と取り組み方針が言及されているので、支持的に評価する。	引き続き、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

市民意見集計表

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目	ページ		
33	全般	—	—	なぜ都市整備部が本計画(案)を策定したのか。	令和4年度以降、国は、国土強靱化地域計画の策定を一部の交付金・補助金の要件等にするとしました。このことを受け、交付金・補助金にかかわる事業を多く抱える都市整備部が主体となり、策定することとしました。
34	全般	—	—	今後の議会運営について、地域防災計画は総務委員会で国土強靱化地域計画は建設委員会になるのか。	ご認識のとおりです。
35	全般	—	—	本計画は、地域防災計画との位置づけ整理が不十分であるため、地域防災計画の改定が複雑化し、災害対策施策の進捗が遅れるリスクがあるのではないかと懸念されている。	地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、災害の種類(本市の場合は地震及び風水害)ごとに、予防・応急・復旧の取組みが記載されており、主に発災後の取組みを取りまとめた計画です。国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法に基づき、地域で想定される災害全般について、平時における施策を取りまとめた計画で、災害予防のみならず、社会・経済システムの強靱化も含むものです。本市においては、社会・経済システムを含めた事前防災・減災についても、地域防災計画の災害予防に含まれていることから、その違いを明確にすることは難しいと捉えています。修正中の地域防災計画では、本計画と整合をとりながら取りまとめを行い、引き続き災害対策施策を推進していきます。
36	全般	—	—	国土強靱化地域計画の策定が補助金要件になったので、とりえず既存の地域防災計画の記載を並べ替えただけの国土強靱化地域計画を策定したように感じる。	国土強靱化地域計画策定ガイドラインや他自治体の国土強靱化地域計画等を踏まえ、本計画を策定しています。
37	全般	—	—	山間部で宅地開発した土地が、豪雨により土砂崩れの被害にあうなど、全国各地でニュースになっている。本市では想定しにくいのが、災害発生時の被害を拡大させないため、各土地の事情・環境に対して無理のない開発をすべき。平時の都市開発計画と防災計画を関連付けた議論をして欲しい。	令和3年9月に「武蔵野市都市計画マスタープラン2021」を策定し、目指すべき都市の姿や土地利用・防災など、分野ごとのまちづくり方針を示しました。本計画の他、都市計画マスタープランなどに即し、総合的に防災・減災の取組みを進めていきます。
38	全般	—	—	主に「風水害による長期の停電への対応の強化」を図る視点から、停電が長期間に及んでも、避難所の機能を維持し、避難所での良好な生活環境を確保することが必要。そのために、平時の環境負荷軽減と災害に対する強靱性を併せ持つ、自立・分散型エネルギーの導入など、自立化・多重化によるエネルギー確保が必要。	No. 20の回答をご参照ください。